

*詳細は別紙「家庭での新型インフルエンザ対策編」を参照（厚生労働省ガイドラインによる）

イントラネット「リスク・企業倫理・相談窓口 新型インフルエンザ対策」に掲示

個人レベルでの対策

事業所等での対策

日常の予防対策

出張者への対策

感染者への対策

事業所の対策

店頭での対策

国内で感染者が発生したら
一時休業
(厳戒段階)

手洗い・うがい・食事・睡眠
しっかりと基本の予防を徹底

駐在員・出張者の
対策

帰国後の対応

社員が感染者
と接触したら

家族が感染者
と接触したら

本人が国内
感染したら

第三国で感染者が発生したら
(初期警戒段階)

季節性インフルエンザ
予防接種の促進

- ①予防接種を受けて免疫ができるまで約2週間
- ②予防接種は新型には効果がないが、新型インフルエンザとの差別化ができる。

本社緊急対策本部がレベルAと
判断した時点で
出張は禁止(海外・国内とも)

- ①やむをえず出張を指示する場合は担当役員またはブロック別対策本部長へ特認申請
- ②出張者へ即時帰国勧告
帰国後10日間自宅待機または政府の停留指示に従う。
- ③駐在員は原則現地滞留
- ④国際線移動は原則禁止

下記症状を確認の上、健康異常の有無を安否確認システムで必ず報告する。併せて異常の際には、電話等にて直属の上司へ直接連絡する。

自覚症状なし

感染地域からの帰国者は..

- ①帰国後10日間は出社せず自宅待機とする。
- ②自宅では部屋を別にして人・家族との接触を控える。
- ③外出は控え、飛沫感染防止のためマスクを着用する。
- ④家族への感染予防のため、左記の日常予防対策や家庭内の消毒などを励行する。
- ⑤発症した場合の行動調査に備えて感染地域からの移動ルートや接触した人を帰国後3日間記録しておく。
- ⑥社員や家族が感染者と接触した場合も同様に10日間自宅待機とする。
- ⑦家族全員の異常の有無を、毎日安否確認システムに報告する。

但し休業となったときは、一時休業対応に従う

自覚症状あり

- 【初発症状】悪寒、頭痛
- 【主な症状】
- ・発熱38度以上
- ・全身症状：頭痛、関節痛、筋肉痛、食欲不振、全身倦怠感
- ・呼吸器症状：鼻汁、咽頭痛、咳
- ・消化器症状：嘔吐、下痢、腹痛

以下を厳守し自分ひとりの判断で病院に行かない
①発熱相談センターや保健所に、電話で事前に連絡・相談し指示に従う。(感染させないため)
②医師の判断を受ける場合は、マスク着用等周囲の人への感染防止策をとる。

新型インフルエンザ疑い患者

(一般医療機関の場合指定医療機関に移送・隔離)
※ただし感染拡大が進むと医療機関の病床が不足し、原則として自宅療養することになるため、家族による看護・介護が重要となる。

- ①備蓄マスクを全社員に配布し、状況に応じて就業時の装着を義務づける。
*入館時の検温、手指消毒と入館記録を義務化する。
- ③イベントや研修・会議を中止し、テレビ会議・電話会議等に切り替える
- ④社員食堂・喫煙ルームにおける人との接触に関する注意喚起
- ⑤職場のドアノブ、自販機ボタン等の清掃・消毒を実施する。
- ⑥事業所内で感染を疑われる者が発生した場合は、発症者にマスクを装着し所定の部屋に移動させ、発熱相談センター、保健所に連絡し指示を仰ぐ。
- ⑦勤務地と自宅間の公共交通機関が運行停止の場合は休業前であっても自宅待機とする。
- ⑧取引先に、休業することや債務の履行について案内する。

- ①接客時の対応
従業員への店頭活動における「手洗い」と「うがい」励行の義務付け
- ②接客時点でのマスク着用
- ③宣伝販売用具取扱い
使い捨て紅筆、パフ、チップ等(ストック分)の活用
・タオル、ケープ等の熱湯消毒(80℃、1分以上)
・テスター使用、お手入れの一時中止など
- ④お客さまへの実技については、対策本部から指示があった場合は全面中止。
- ⑤安全対策に万全を期している旨の店内掲示
※以上は店側との調整が必須

- ①対策本部の指示に従い全事業所を一時休業とする。
- ②安否確認システムで本人、家族の罹患状況を、毎日報告する。
- ③休業期間中は自宅待機とし、不要・不急の外出は自粛。
- ④休業期間中の葬儀参列は、感染回避のため、最大の留意を表しつつ禁止。
- ⑤業務再開については、WHO発表に従い、国・地方自治体等の情報をもとに、対策本部が判断し、安否確認システムと緊急連絡網にて連絡する

事業所における休業
事前準備の要点

感染地域からの
輸入品などの取扱い

郵便物
販促物

輸入品
原材料

48時間以内に感染地域から届いたと疑われる郵便物や輸入貨物は消毒する必要がある。

- ①日常の予防対策の徹底
- ②予防セミナー実施
- ③健康管理体制の整備
- ④社員・家族感染時対応
- ⑤安否確認システムの徹底
- ⑥緊急連絡体制の整備強化
- ⑦事業所入館規制対策
- ⑧自宅待機時行動指針
- ⑨保健所等行政機関との連絡体制
- ⑩感染者が出た場合、速やかに必ず会社に報告すること、必ず保健所に報告し指示に従うことを徹底
- ⑪取引先、お得意さま対応
- ⑫備蓄品の準備

日頃から心がけること

咳エチケット

- ・咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむける。
- ・使用後のティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・症状のある人は、マスクを正しく着用し、感染防止に努める。

手洗い・うがいを励行し人ごみ避ける

- ・手洗いは頻繁に行い、石鹸を用いて15秒以上おこなうことが望ましい
- ・アルコール製剤によりウィルスの多くは死滅するので手洗いと併用すると良い
- ・うがいを励行する
- ・できるだけ人ごみを避ける

自宅の備蓄品

- ・食料品(穀物類・米・シリアル・砂糖・高カロリー栄養食品・インスタント・レトルト等)、飲料品(1人1日3L)、日用品(ビニール袋・ティッシュ・懐中電灯等)医療品(常備薬・洗剤・消毒用アルコール・マスク・うがい薬・解熱剤・保冷剤)、多少の現金等
- ・流通の停滞や外出不可に備え2週間程度(できれば2ヵ月分)の備蓄

その他心がけること

- ・部屋の保温、保湿、換気をする。
- ・バランスの良い食事、十分な睡眠、規則正しい生活で抵抗力を維持する。
- ・鶏肉、鶏卵は十分に加熱調理する(80℃、1分でウイルスは死滅)

消毒の方法(休業準備段階でオフィス消毒を行う場合の対応を含む)

- ①新型インフルエンザ患者が確認された場合は、家庭・事業所を「消毒用エタノール」・「家庭用塩素系漂白剤：100倍に薄める」で消毒することで感染予防効果がある(素手で触れずゴム手袋を着用)。
- ②照明のスイッチ、トイレのレバー、ドアノブ等複数の人の手などが触る場所は50倍に薄めた漂白剤で消毒し乾拭きする。

新型インフルエンザ診断確定、指定された連絡体制に従い、本人または家族から、所定の連絡先へ報告する。

接触者追跡調査や事業所・自宅住居の消毒・周辺対応等については保健所の指示に従う。(休業段階では不要)

※緊急連絡先欄